4月から 市の組織が変わりました

市長事務部局

○除染対策の柔軟で効率的な組織体制を構築

学校等の教育施設や公園等に保管されていた除去土壌などの仮置き場への集約の完了に伴い、柔軟で効率的な組織体制を構築するため、生活環境部除染対策課の係を廃止しました。

○市立地適正化計画の具現化などを推進

第二次市都市計画マスタープランの将来都市像であるネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、持続可能な都市づくりを目指す市立地適正化計画の具現化を図るため、都市建設部都市計画課に「都市再生係」を新設しました。

また、宅地造成などの開発行為や建築行為の確認・審査窓口の一元化により市民サービスの向上を図るため、開発行為に関する事務を都市計画課から建築指導課へ移管し「開発審査係」を新設しました。併せて、建築指導課の審査係を「建築審査係」に改称しました。

さらに、住まい政策課内に、民間賃貸住宅の空き家等を活用した住宅確保要配慮者への入居支援など、総合的な民間住宅施策を推進する「住宅計画係」と、空家等実態調査の結果を踏まえた所有者の特定や、適正管理に向けた継続的な助言・指導など、空き家対策を推進する「空き家対策係」を新設しました。

再編した市長事務部局の組織図

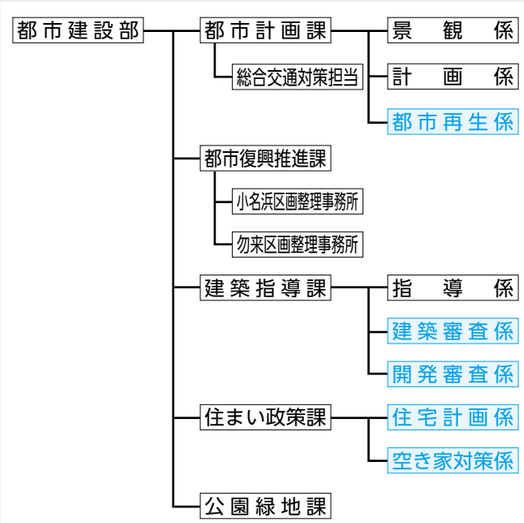

再編した水道局の組織図

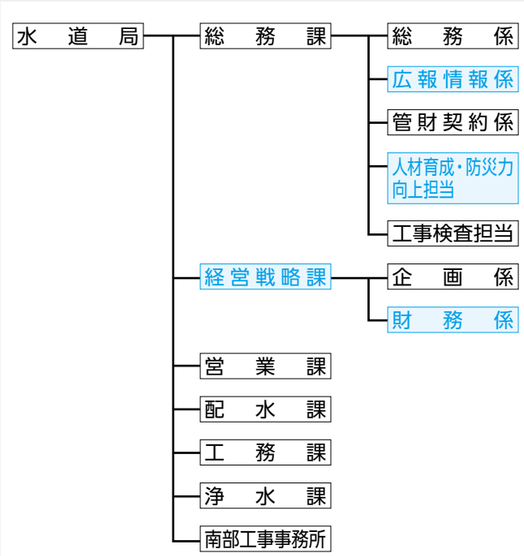

水道局

人材育成と技術継承により組織を強化するとともに、災害発生時における対応体制の充実を図るため、総務課に「人材育成・防災力向上担当」を新設しました。

さらに、令和三年度に迎える水道通水百周年に係る事業に一体的に取り組むため、これらの事務を担う「広報情報係」を経営企画課から総務課へ移管しました。

また、水道施設総合整備計画や次期経営計画の策定など、経営に関わる事務事業に集中的、戦略的に取り組むため、経営企画課を「経営戦略課」に改称しました。併せて、予算の編成・執行・決算に一体的に取り組むため、財政係に総務課出納係を統合し、名称を「財務係」に改称しました。

○お問い合わせ
職員課行政管理係
☎22・7407
水道局総務課総務係
☎22・9312

無料相談窓口一覧（保存用）

※電話でお受けしている相談もありますので、お問い合わせください。

相談名	相談内容	とき	相談員	ところ
市民	市に対する要望・意見や問い合わせ、相談窓口の案内など	月～金曜日 8時30分～17時15分	市民相談員	ふるさと再生課(☎22−1299)または各支所市民相談員
登記	不動産の権利取得や変更に関する登記の申請・手続きなど	第2火曜日 9時～正午	司法書士	ふるさと再生課(☎22−7438) ※登記相談は、いわき司法書士総合相談センター(☎0120−81−5539)でも受け付けています。 ※労働相談は、労働基準監督署いわき総合労働相談コーナー（☎23−2255)、市労働福祉会館（☎24−2511）でも受け付けています。 ※法律相談は、法テラスふたば（☎050−3381−3805)でも受け付けています。
労働	労務管理・労働条件などの問題や、社会保険・年金の手続き	第3火曜日 10時～15時	社会保険労務士	
法律	社会生活上のトラブルを解決するための法的アドバイス	第2・3・4水曜日 14時～16時30分（予約制）	弁護士	
行政手続	官公署に提出する許認可などの申請書類の作成や手続き	第1・4火曜日 10時～15時	行政書士	
税務	所得税・相続税・贈与税等の税全般にかかる申告・納付など	第1・2・3・4木曜日 10時～15時	税理士	
行政	行政に対する要望・意見など	第2金曜日　10時～15時	行政相談委員	
生活再建	被災者の生活再建等に関する問い合わせ、支援制度の案内など	月～金曜日 8時30分～17時15分	ふるさと再生課職員	ふるさと再生課内生活再建市民総合案内(☎22−1245)
交通	交通事故の損害賠償や示談など	木曜日 13時～16時（予約制）	交通相談員	消費生活センター（予約先:市民生活課☎22−1152）
	運転能力への不安など		自動車教習所員	
	認知機能への不安など		保健師	
消費生活	消費者と事業者との契約トラブルや多重債務問題など	月～金曜日 9時～16時	消費生活相談員	消費生活センター（☎22−0999）
年金	国民年金全般	月～金曜日 9時～16時30分	年金アドバイザー	国保年金課（☎22−7464）
心の健康	精神面・心の問題（うつ病・ひきこもり・アルコール・自殺など）	月～金曜日 8時30分～17時	保健師	保健所地域保健課（☎27−8557）
母子・父子・寡婦	母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなど	月～金曜日 8時30分～17時15分	母子・父子自立支援員など	小名浜地区保健福祉センター（☎54−2111） 内郷・好間・三和地区保健福祉センター（☎27−8612）
家庭児童	不登校や友人関係、子どもの養育	月～金曜日 8時30分～17時15分	家庭相談員など	各地区保健福祉センター
女性	離婚や夫などからの暴力、家庭不和	月～金曜日 8時30分～17時15分	女性相談員など	小名浜地区保健福祉センター（☎54−2521） 内郷・好間・三和地区保健福祉センター（☎27−8612）
医療安全	医療に関する相談や情報提供など	月～金曜日 8時30分～正午、13時～17時	保健所職員	保健所内医療安全相談センター（☎27−8556）
生活・就労	生活に困窮している方の生活全般や就労など	月～金曜日 8時30分～17時15分	相談支援員、就労支援員	生活・就労支援センター（☎38−6500）
権利擁護	高齢者・障がい者の権利侵害・財産管理などの法的アドバイス	第2・3・4木曜日 14時～16時30分（予約制）	弁護士、司法書士	権利擁護・成年後見センター（☎27−8571）
すこやか教育	子どもの悩み（いじめ・友人関係・不登校・進路・勉強など）、保護者の悩み（子育て・教育・しつけ・不登校・交友関係など）	【電話】①月～金曜日　9時～18時　②土・日曜日、休日9時～17時（第3日曜日、年末年始を除く）	教育相談員	総合教育センター（☎23−7261）
子ども健康教育	子どもの行動面・学習面・不登校などの悩み	月～金曜日 9時～17時（予約制）	教育相談員、臨床心理士	総合教育センター（☎22−3709）
心配ごと	日常生活の悩みごと	月・火・木・金曜日 10時～正午、13時～15時	民生・児童委員	市社会福祉協議会（☎24−4850）
	もめごとや悩みごとに対する法律上の解決方法	第1水曜日 13時～16時（予約制）	弁護士	市社会福祉協議会（☎23−3320）

リレートーク272

魚のおいしさ、魅力を伝えたい

鈴木孝治さん
いわき魚塾塾長。卸売市場内の業者で構成される魚食普及団体として、魚の魅力を楽しく伝えながら、魚食文化やいわきの郷土食の継承などに取り組んでいる。

Q　団体を設立したきっかけを教えてください。

いわきの沖合は豊かな漁場に恵まれ、いわきでは古くから魚食文化が根付いています。しかし震災後は魚の水揚げができなくなり、全国から集まった魚を食べてみると、今まで当たり前のように食べていたいわきの魚の味を思い出し、改めて「いわきの魚はうめえなぁ」と感じました。さらに、風評被害の影響もあり、このままでは魚離れが加速してしまう、と危機感を抱きました。

その頃から魚食の普及活動に本格的に関心を持ち、魚の魅力を伝える「おさかなマイスター」の資格を取得後、魚食普及の活動に賛同してくれた卸売市場内の元卸、仲卸など八者でいわき魚塾を立ち上げました。

Q　どんな活動をしていますか。

公民館やアクアマリンふくしま、市内の高校などに出向き、魚の特徴やおろし方、簡単に作れる魚料理などを教えています。講座でおいしい魚を食べれば、興味を持って自宅でも作って食べてくれるのではないかと思い、魚のプロが厳選した鮮度の良い旬の魚を食材に使っています。

Q　魚の魅力はどんなところですか。

何といっても、魚には旬があるところです。同じ魚でも取れる時期によって脂の乗りが異なり、味が変わる、とても面白い食材です。また、魚には血液をサラサラにし、脳を活性化させる不飽和脂肪酸（ＥＰＡ・ＤＨＡ）など、健康に良い栄養素がたくさん含まれています。

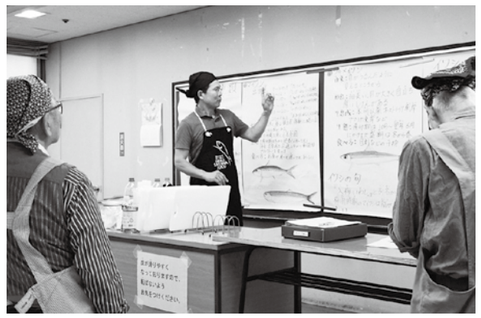

公民館の市民講座で大人気となっているいわき魚塾の講座

Q　今後の抱負をお聞かせください。

二月には全国的に珍しい「市魚食の推進に関する条例（※）」が制定されました。これを機に魚食をさらにＰＲし、市と漁業・加工業者、卸売・小売業者などが一体となって、水産業を盛り上げていきたいです。

例えば、学校や企業に積極的に出向き、魚の知識やおろし方の教室を開催するほか、魚を目の前でさばいて簡単な料理を作る実演販売などを行うことにより、魚に触れることができる機会を増やしていきたいです。

また、若い世代の方にも魚のおいしさや魅力を知ってもらい、各家庭で週に一回は、食卓に魚料理が並ぶことを目標に、魚食の普及に向けた活動を続けていきたいです。

高校生に魚のおろし方を熱心に教えるメンバーの皆さん

（※）「市魚食の推進に関する条例」について詳しくは、特集２・３ページをご覧ください

絵はがきの中の「いわき」

絵はがきの登場（発祥期）

はがきは「葉書」「端書」などと表記します。はがきは備忘録やメモ書き、覚え書きのように書き付けた紙切れなどを指す「端書（はしがき）」という言葉に由来していると言われています。

絵はがきの起源を言明するのは難しいのですが、はがきが導入された当時、既に絵と文章を組み合わせた形式は人々の間でやり取りされており、いわば、はがきの導入は、それまで曖昧だった絵と文章の関係を確立させ、かつ広めるという点で格好の手段となり得ました。

写真と絵を組み合わせた構図・「福島県第４回農産物品評会」〔明治44（1911）年３月　石城郡協賛会発行〕

明治時代に誕生した絵はがきは、新聞と並んで、重要な情報伝達媒体として使用されていました。

今月号から、絵はがきに残る当時の風景などを通して、いわきの歴史や文化をひもときます。

日本では郵便制度発足に伴い、明治六（一八七三）年十二月に郵便はがきが初めて発行され、外国で絵はがきが流行したのを受けて、明治三十三（一九〇〇）年に、私製はがきの発行が認められました。官製絵はがきとしては明治三十五（一九〇二）年六月に、逓信省が「萬國郵便聯合（ばんこくゆうびんれんごう）加盟二十五年祝典記念」に発行したのが始まりとされています。

日清戦争（明治二十七―二十八年・一八九四―九五）から導入された、郵便料金を免除する軍事郵便制度は、郵便制度の普及に大きな力となりました。戦争により遠い戦地へ赴く、あるいは遠方の師団に組み入れられるなど、人的交流が活発になるとともに、印刷技術が格段に向上したこともあり、郵便で近況を伝えるのにはがきが有効な手段となったのです。

（いわき地域学會　小宅幸一）

こんにちは 市長室から 52

「新型コロナウイルス」

いわき市長　清 水 敏 男

新型コロナウイルス感染症の広がりは今やパンデミック（世界的大流行）となり、磐城高校が出場予定だった春のセンバツも残念ながら中止となりました。選手には夏の甲子園を目指して、ぜひ頑張ってほしいと思います。

市ではこれまで、感染拡大防止の観点から、小・中学校の臨時休業や各種行事の中止・延期・規模縮小、公共施設の休館・利用制限、さらには備蓄用マスクの医療機関等への配布など、その都度適切に対応してきました。３月７日には、県内初となる感染症患者が本市において確認されましたが、この方は「ダイヤモンド・プリンセス号」を下船し、帰宅後は保健所の健康フォローアップを受けていた中で発症・陽性が判明したケースで、他者への感染リスクは極めて低いと考えています。

しかし、全国的に感染症患者が増加する中、市民の皆さん一人一人がマスクの着用やせきエチケット、手洗いの励行、さらには不特定多数の方が集まる場を極力避けるなど、クラスター（感染者の集団）を作らないことが感染拡大を防ぐことにつながります。

市では、国や県を含む全ての関係機関と連携を密にして、市民の皆さんの不安解消に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。